

泉区自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（平成27年5月21日 泉区長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、スポーツ大会やイベント等に対する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出に関して、事務処理に必要な事項を定めるものとする。

（貸出物品）

第2条 貸出物品は、AED本体一式（バッテリー・パッド含む）1台とする。
また希望により、付属する取扱説明書の貸出もできる。
2 AEDの使用にあたって、職員の同行指導は行わない。

（貸出対象活動）

第3条 AED貸出の対象とする活動は、市民または市内を活動拠点とする団体が市内で主催するスポーツ大会、イベント、講習会、その他各種行事（以下「スポーツ大会等」という。）であって、市民が参加するものとする。

（申込責任者）

第4条 AED借用の申込責任者は、前条に規定するスポーツ大会等を主催する市民または団体の構成員であって、泉区内に住所を有する者とする。

（貸出手続）

第5条 申込責任者は、予め「自動体外式除細動器（AED）借用申込書」（様式第1号）にて申込を行い、泉区長（以下「区長」という。）の承認を受けなければならない。
2 申込責任者は、申込の際に、運転免許証、健康保険証、パスポート等の身分等を証明する証を提示し、本人確認を受けるものとする。
3 区長は、第3条及び第4条に該当すると認めるときは、貸出を承認し、「自動体外式除細動器（AED）貸出承認書」（様式第2号）により申込責任者に通知する。
4 申込み希望が多数の場合は、先着順とする。
5 区長は、次の各号のいずれかに該当するとき、承認をしないことができる。この場合は「自動体外式除細動器（AED）貸出不承認書」（様式第3号）により申込責任者に通知する。
(1) AEDの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき

- (2) A E D 自体の使用訓練や、私的な用件等で使用すると認められるとき
 - (3) 営利を主な目的とした催事で使用するとき
 - (4) 貸出希望期間にすべての A E D が貸出予定のとき
 - (5) その他区長が不相当と認めるとき
- 6 第 3 項で貸出承認を受けた申込責任者は、A E D の引渡日に泉区まちづくり推進課へ貸出承認書を持参し、借り受けることとする。申込責任者以外の者が借り受ける場合は、第 2 項に示す方法で本人確認を行う。

(借用申込日)

第 6 条 前条第 1 項に定める申込は、A E D の受渡しを希望する日の 2 ヶ月前から、3 営業日前までに行わなければならない。

(貸出期間)

第 7 条 A E D の貸出期間は、受渡日及び返却日も含めて 4 日以内とする。返却日が閉庁日の場合は、直後の開庁日を返却日とする。

2 区長は、必要と認めるときは、当該日数を変更することができる。

(使用報告)

第 8 条 申込責任者は、A E D を使用した時は、返却の際に、A E D 使用報告書（様式第 4 号）に使用状況を記載し提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第 9 条 第 5 条第 3 項の承認を受けた申込責任者は、承認を受けた目的以外に A E D を使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 申込責任者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(免責)

第 11 条 区長は、A E D の使用により生じた事故又は貸出期間中の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(損害賠償)

第 12 条 貸し出された A E D を管理する市民または団体は、故意又は重大な過失により A E D を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

附則

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から実施する。

附則（平成 31 年 3 月 1 日改正）

この要領は、平成 31 年 3 月 1 日から実施する。